

平成29年度の登録について

今年度の登録手順は昨年度と同様になりますが、
本文をよくお読みになり、お間違えのないように手続きを
お願いいたします。

I 登録費

○登録費は全て、JBA登録時の振込となります。

1. 埼玉県ミニバスケットボール連盟への登録

チーム登録費:14,000円

徴収時期: JBAチーム登録時

2. 日本ミニバスケットボール連盟への登録

チーム登録費:2,000円

徴収時期: JBAチーム登録時

3. 日本バスケットボール協会(JBA)への登録

- 1 チーム登録費:3,000円

徴収時期: JBAチーム登録時

- 2 選手登録費 :600円(但し、4年生以上)

徴収時期: JBA選手登録時

- 4.埼玉県バスケットボール協会

- 3 チーム登録費:1,000円

徴収時期: JBAチーム登録時

- 4 選手登録費 :400円(但し、4年生以上)

徴収時期: JBA選手登録時

<登録費合計>

○JBAチーム登録時:チーム登録費20,000円

JBA選手登録時(4年生以上の選手):選手登録費1,000円/人

II 登録スケジュール・手順

＜スケジュール＞各地区の登録締切日を確認してください。

3月24日…埼玉県ミニバス連盟への登録受付締切(メール)

↓

3月末頃……埼玉県ミニバス連盟からの登録承認連絡(メール)

↓

4月初旬(県登録承認メール受信後)

↓

○JBA登録申請

○承認後、各種登録料の納入

4月30日(厳守)

(注意)

- ・3月末までの年度当初に登録したプレイヤー以外は(上記県登録の締切後に入団したプレイヤーは)、4月のJBAの選手登録申請には含めないでください。5月以降の追加登録で対応願います。尚、県ミニ連及びJBAへの選手追加登録は5月7日の評議員会後に行ってください。

1. 埼玉県ミニバスケットボール連盟への登録

1 添付登録用紙の送付(メール)

送付先:各地区総務担当と地区責任者

締切:平成29年3月24日

※上記締切は県ミニ連への締切日です。各地区総務担当と地区責任者への提出締切日は各地区にてご確認ください。

登録用紙内容

- ・チーム登録届
- ・プレイヤー登録届
- ・指導者登録届
- ・ハンドブック用チーム登録
- ・日本ミニ連登録届

2 登録確認

期日:平成29年5月7日(評議員会受付時)

提出用紙

- ・チーム登録届
- ・指導者登録届兼同意書(捺印が必要です)
- ・JBA登録料領収書(JBAマイページよりPDF出力)

※評議員会時の提出書類は例年お忘れになる方が多いのでご注意願います。
ご持参される書類が不足の場合は、登録ができない可能性があります。

2.日本バスケットボール協会(JBA)への登録

① チーム登録時期

平成29年4月初旬～4月30日

2 登録方法

- ・JBAのHP→Team JBA→チーム責任者トップから入って、更新の手続きを行ってください。
- ・新規登録のチームも、上記手順で新規登録の手続きを行ってください。その際必要となる埼玉県ミニバスケットボール連盟のIDは、**321109001177** です。

3 選手登録

チーム登録時に同時に選手登録も行ってください。

但し、3月に県登録で提出したプレイヤー登録届に記載されている選手のみが登録できます。記載されていない選手は、別途各地区において所定の手続きにより県の追加登録申請を行い、承認後、JBAの追加登録申請を行ってください。(今年度は5月7日以降です)

4 登録の完了までの流れ

- ・各チームからの登録申請
 - ・JBA(県ミニ連)からの承認メール受信
 - ・Team JBAマイページにて登録料請求書の発行
 - ・コンビニエンスストア等で請求金額の支払い
- 以上の手順で登録が完了です。

5 その他

- ・責任者の交代等で、責任者IDが不明になった場合は、各地区責任者または総務担当者を通じて県ミニ連事務局までお問い合わせください。

**<重要>日本ミニ連登録チーム名とJBA登録チーム名を一致させてください。
相違している場合はJBA申請が却下されます。**

※登録チーム名は日本ミニ連、県ミニ連、日本協会(JBA)全て一致です。

登録の順番としては、県ミニ連登録用紙作成と同時に日本ミニ連登録用紙の作成も行われますので、一番最後になる日本協会(JBA)の登録申請は、県登録の用紙を参照して作成されることを強くお勧めします。

以下は昨年度の誤った例です。昨年度は承認されているものでも今年度は却下となる可能性がありますのでご注意ください。

<誤った例①>

日本ミニ連(県ミニ連)登録チーム名
「さいたまミニバススポーツ少年団」
JBA登録チーム名
「さいたまミニバス」 → 却下となります。

<誤った例②>

日本ミニ連(県ミニ連)登録チーム名
「さいたま小学校ミニバスケットボールクラブ コバトンズ」
JBA登録チーム名
「コバトンズ」 → 却下となります。

3. 日本ミニバスケットボール連盟への登録

- ① 各チームから提出の日本ミニ連登録届を、県で集約の上で日本ミニ連に提出します。
- 2 JBA チーム登録時に、各チームから日本ミニ連への登録料の支払いをもって登録完了となります。

4. 選手の追加登録(5月7日以降に行ってください)

- ① 県への登録
県 HP の「追加登録変更届」により各地区責任者の承認を得る。
- 2 JBA の登録
各地区責任者から県追加登録承認を確認後、JBA の HP より選手の追加登録。4年生以上は選手登録費支払い。尚、県の追加登録承認が確認できない申請は「却下」されます。
- 3 **上記①②の順番で手続きを行ってください。**
- 4 **チームに入団した選手は全て上記手続きが必須となります。県の大会に出場するしないの区別は関係ありません。**この原則に加えて、県の大会に出場する選手は、所定の時期までに上記登録を行っていることが条件となります。(ただし、4年生以下のフレッシュ大会は除きます。)

<登録に関する問い合わせ先>

- ① 県登録に関する問い合わせ
各地区の責任者、総務担当者
- ② JBA 登録に関する問い合わせ
操作方法: JBA ヘルプデスク
その他 : 各地区責任者等を通じて県事務局へお問い合わせください
- ③ その他全般の問い合わせ
埼玉県ミニバスケットボール連盟HPメールフォームからお願いします。